

ID: 32

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	学校給食費の減免												
例規名 根拠条項	芦屋市学校給食費に関する条例 第6条												
例規番号	平成27年条例第36号												
<p>【根拠条文】 (学校給食費の減免) 第6条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等が災害その他やむを得ない理由により学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市学校給食費に関する条例施行規則第7条の規定による。 (学校給食費の減免) 第7条 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、学校給食費を減免することができる。</p> <p>(1) 保護者等が、災害により現に居住している住宅について著しい損害を受けたとき。 (2) 主として生計を維持する保護者等が死亡したとき。</p> <p>2 減免の基準及び額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用号</th> <th style="width: 55%;">減免基準</th> <th style="width: 35%;">減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1項第1号</td> <td>災害により現に居住している住宅に著しい損害を受けたとき。</td> <td rowspan="2">学校給食費の100%の額</td> </tr> <tr> <td>ア 全焼、全壊、流出など住宅の修復が困難なとき。 イ 半焼、半壊、床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき。</td> </tr> <tr> <td>第1項第2号</td> <td>主として生計を維持する保護者等が死亡したとき。</td> <td>学校給食費の50%の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表の規定により算出された減免額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げた額とする。</p>				適用号	減免基準	減免額	第1項第1号	災害により現に居住している住宅に著しい損害を受けたとき。	学校給食費の100%の額	ア 全焼、全壊、流出など住宅の修復が困難なとき。 イ 半焼、半壊、床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき。	第1項第2号	主として生計を維持する保護者等が死亡したとき。	学校給食費の50%の額
適用号	減免基準	減免額											
第1項第1号	災害により現に居住している住宅に著しい損害を受けたとき。	学校給食費の100%の額											
	ア 全焼、全壊、流出など住宅の修復が困難なとき。 イ 半焼、半壊、床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき。												
第1項第2号	主として生計を維持する保護者等が死亡したとき。	学校給食費の50%の額											
標準処理期間	15日												
備考													
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日										